

**\* マイナンバーカードでの保険証確認について \***

令和5年4月17日よりマイナンバーカードにて保険証情報の確認ができるようになりました。それに伴い、保険診療における医療点数に加算が算定できるようになりましたので、ご案内させていただきます。

(5F生殖医療部は令和5年5月1日からの加算算定となります)

		R5年4月～12月
初診	マイナンバーカードを利用しない	<b>6点</b>
	マイナンバーカードを利用する	<b>2点</b>
再診	マイナンバーカードを利用しない	<b>2点</b>
	マイナンバーカードを利用する	<b>加算なし</b>

月1回のみ

※マイナンバーカードでの保険証確認も今まで通り受付時に必ずご提示ください。

会計時にご提示いただいた際のご対応は致しかねます。ご了承くださいませ。